

これからの特定健診と保健指導は？

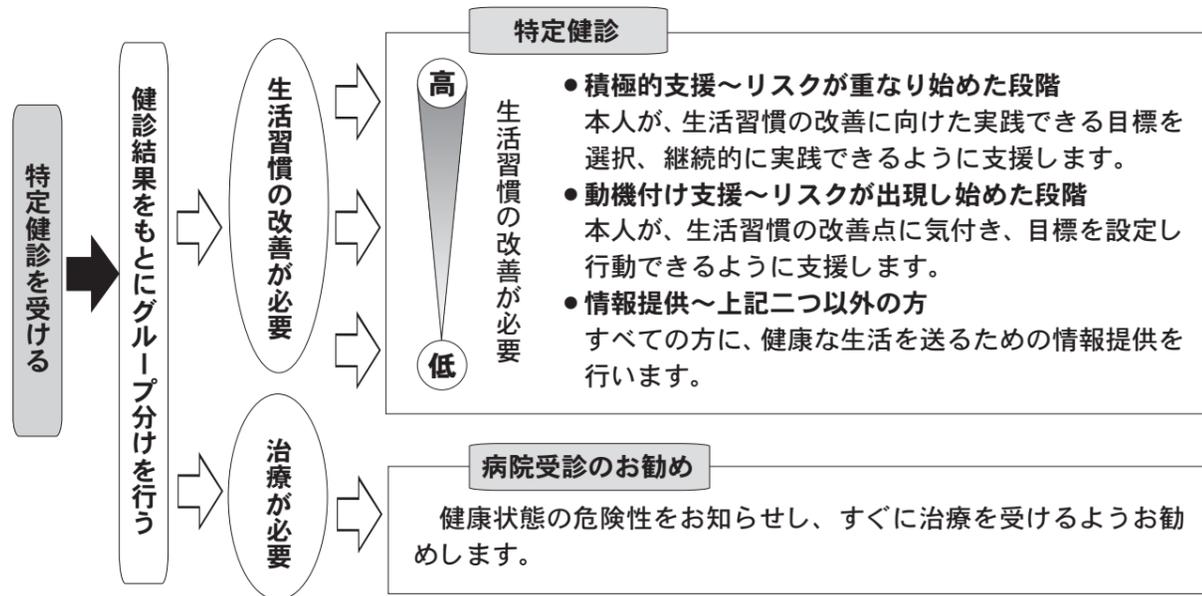
〈健診〉

- メタボリックシンドロームに着目し、心臓病や脳卒中などの生活習慣病の原因となるものの有無を調べます。(腹囲、高血圧、高血糖、脂質異常など)

〈保健指導〉

- 生活習慣病の原因となるものの数や規程など、生活習慣の改善の必要性に応じて三つにグループ分けし、個人の生活に合った保健指導を行います。

※メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪の蓄積がもとで高血圧・高脂血症・糖尿病などの生活習慣病のリスク因子が積み重なり、**心筋梗塞や脳卒中**といった動脈硬化性疾患が発症する危険性が高まった状態のことです。



町の特定健診日程が決まりました

■とき・ところ

- 6月27日(金) = きたみらい農協訓子府支所 3階 (30歳～74歳の方)
- 7月18日(金) 19日(土) 20日(日) 21日(月) = 公民館講堂 (30歳以上の方)
- 7月22日(火) = 日ノ出地区ふれあいセンター (30歳以上の方)
- 12月8日(月) 9日(火) 10日(水) = 公民館講堂 (30歳以上の方)

- ※がん検診と同時実施
- ※結核検診と同時実施
- ※がん検診と同時実施
- ※がん検診と同時実施

■料 金 自己負担 1,200円

人間ドック助成は廃止しますが 脳ドックの助成は継続します

国保の20歳以上の被保険者で人間ドックおよび脳ドックを受診される方に対して、経費の半額、2万円を上限額として助成を実施してきました。

本年度からは、国保保険者に特定健診が義務付けされたことにより、昨年度まで1回の町民健診を本年度から、受診しやすいように3回に増やすこととし、特定健診と検査項目が重なる人間ドック助成を廃止することになりましたので、ご理解を願います。

なお、脳ドック助成は継続して実施することとしていますので、希望する方はお申し込みください。

健診の受け方が変わります

今年2月号広報でもお知らせしましたが、これまで皆さんが受診していた町民健診(基本健康診査)が変わりました。

4月から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」によって医療保険者(国民健康保険・社会保険・組合健保など)ごとに実施する特定健康診査・特定保健指導になりました。

町が実施する健診は、国保加入者を対象としています。他の医療保険加入者の方につきましては、各医療保険者かお勤めの事業所にお問い合わせください。

〈これからの健診〉

40歳～74歳の方は、加入している医療保険者が実施する特定健診を受診することになります。

30～39歳の方

- 加入している保険に関係なく、訓子府町で実施する町民健診を受診できます。
- ※広報などのお知らせをご覧の上、希望する方はお申し込みください。

40～74歳の方

加入している保険の種類は？

訓子府町の国民健康保険に加入している方

- 訓子府町で実施する特定健診を受診してください。

訓子府町特定健診の流れ

- ①健診の受診意向調査を実施(受診希望時期などを確認します)
- ②意向調査をもとに、健診の受診に必要な受診券や問診票を送付
- ③特定健診の受診

国民健康保険以外の保険に加入している方

- 加入されている医療保険者が実施する、特定健診を受診してください。
- 健診の詳細な内容については、加入されている医療保険者にお問い合わせください。

75歳以上の方

- 北海道後期高齢者広域連合が実施する健診を受診できます。
- ※広報などのお知らせをご覧の上、希望する方はお申し込みください。(町の特定健診と同時にいきます)

※各種がん検診、肝炎ウイルス検査、エキノコックス検査については、従来どおり実施します。

■問合せ 福祉保健課健康増進係・医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター窓口7番)